

# 高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金 申請の手引き

令和8年4月 塩尻市役所介護保険課介護相談係

## 概要

高齢者の居住環境を改善し、日常生活をできる限り自力で行えるよう支援することにより、本人及び家庭介護者の負担軽減を図るための住宅改良に要する費用を助成します。

## 対象者

同居する家族全員の市町村民税所得割が非課税であって、次のいずれかに該当する方

- ① 要介護認定で要支援か、要介護の認定を受けた方
- ② 障害の程度が1級から3級までに該当する身体障害者手帳の交付を受けた方
- ③ その他支援が必要と認められる方

※ 住民票の世帯を分離していても、同居する家族全員が審査の対象となります。

※ 4月から6月までの申請においては、前年度の市町村民税所得割を確認します。

## 対象工事

対象者の常時使用する居室等の生活環境を整備することで、自立を促すとともに介護者の負担軽減を図る目的であり、かつ必要と認められた工事。

※ 原則、介護保険で改修の対象としている工事に準じます。

## 補助額

改良に要する経費（限度額70万円）から、自己負担額（経費の1割）を差し引いた金額

※ 申請者と同居する家族にこの補助金を限度額まで受けた方がいる場合、原則それ以上補助を受けることはできません。

※ 過去に本補助金を利用して改良を行い、再度別の箇所を改良する場合は、1回目の改良に要する経費が70万円に満たなければ、2回目以降の改良においては70万円から1回目の改良に要する経費を差し引いた金額を限度として申請することができます。

※ 要介護認定の区分変更による、限度額の再設定はありません。

### 補助額の計算例

- 改良に要する経費が50万円の場合

自己負担額 50万円×10%=5万円

補助額 50万円(補助対象経費)−5万円(自己負担額)=45万円

- 過去に経費30万円の改良の補助金を受けた方が、新たに経費50万円の改良を申請する場合

経費の上限 70万円−30万円=40万円

自己負担額 40万円×10%=4万円

補助額 40万円(補助対象経費)−4万円(自己負担額)=36万円

この場合、改良に要する経費が40万円を超えていても、補助額は最大36万円です。超えた分の経費は全額自己負担となります。

## 申請の流れ

### 事前相談

ケアマネジャー等へ、改良について相談をします

### 施工業者 選定

施工業者を決めて、申請に必要な書類等の準備をします

### 交付 申請

#### 介護保険課介護相談係に提出する書類

①補助金交付申請書 ②事業計画書 ③見積書 ④平面図  
⑤着工前の工事箇所写真（日付入り）

### 交付決定

審査の結果、交付決定となった場合は補助金等交付決定書をお送りします  
※ 書類での確認が難しい場合、現地確認を行うことがあります  
※ 申請から交付決定までは、1～2週間程度かかります

### 着工

交付が決定したら工事を始めることができます  
※ 交付決定前に着工した場合、補助金を受けられません

### 竣工・支払

工事が完了したら、施工業者へ工事費用を支払います

### 実績 報告

#### 介護保険課介護相談係に提出する書類

①実績報告書 ②事業報告書 ③工事内訳書 ④領収書  
⑤平面図 ⑥改良後の工事箇所写真（日付入り）⑦請求書  
※ 事業が完了した日から30日以内に報告をしてください

### 交付確定

審査の結果、補助金の交付が確定したら補助金等確定通知書をお送りします  
※ 書類での確認が難しい場合、現地確認を行うことがあります  
※ 報告から交付確定までは、1～2週間程度かかります  
※ 交付確定から2～3週間程度で補助金が振り込まれます

## よくあるQ&A

### Q1. 補助金を申請できるのはいつですか。

A1. 補助金は、年度内にいつでも申請することができます。ただし、補助金を受けるには年度内（4月から翌年3月まで）に申請→工事→実績報告→請求までを全て完了させなければいけません。例えば、1月に補助金の申請をして、3月31日までに実績報告ができなかった場合は、その工事について補助金を受け取ることができません。

### Q2. すでに工事を始めています。後からでも補助金の申請はできますか。

A2. できません。着工後の申請はいかなる理由があっても認められません。工事を始める前に必ず申請をしてください。

### Q3. 過去に父が対象者となって補助金を受けましたが、母を対象者として同じ家の別の箇所の改良に補助金を受けることはできますか。

A3. 対象者と同じ世帯の方が、過去に行った改良に要する経費が70万円に満たなければ、70万円から過去の改良の経費を差し引いた金額を限度として申請することができます。世帯内に限度額まで補助金を受けた方がいる場合は、それ以上補助金を受けることはできません。ただし、補助金を受けた年度の翌年度から20年が経過した場合は、再度限度額まで補助金を受けることができます。

### Q4. 介護保険の住宅改修と併用はできますか。

A4. 同一工事において、高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金と介護保険の住宅改修を併用することはできません。別々の工事であれば同時に申請することは可能ですが、介護保険の住宅改修費用（限度額20万円）を優先して利用していただきます。

※ 同時に申請する場合は、見積書、平面図及び写真にて、工事が明確に分かれていることがわかるようにしてください。

### Q5. 申請時に見積書を提出しましたが、工事を進める中で一部費用が変更になりました。

A5. 介護保険課介護相談係担当までご連絡をお願いします。工事費用が変更になった場合、補助額が変更になる場合があります。また、工事内容が大きく変わった場合は、再度補助金の申請をやり直していただく場合もありますので、ご了承ください。

### Q6. 介護保険の住宅改修のように受領委任払い（申請者が自己負担分の工事費用のみ施工業者に支払い、残りの保険給付分を介護保険者が施工業者へ直接支払うこと）としたいのですが、補助金も対応していますか。

A6. 補助金は受領委任払いができません。申請者は工事費用を全額施工業者にお支払いいただき、審査後に市から申請者へ補助金をお支払いします。

### Q7. 実績報告はいつまでにすれば良いですか。

A7. 事業が完了した日から起算して30日を経過した日か、当該年度の3月31日の、どちらか早い方が報告期限となります。事業が完了した日とは、工事が全て終了し、施工業者への工事費用の支払いが完了した日となるため、工事費用の領収日を指します。

## 提出書類

### 交付申請時

書類	留意点など
補助金交付申請書	<ul style="list-style-type: none"><li>● 申請者は、改良を必要とする対象者本人としてください。</li><li>● 職員が世帯の課税状況を確認するため、課税閲覧の同意欄に世帯員全員の氏名を記入してください。住民票の世帯を分離していても、同居する家族全員が確認の対象です。</li></ul>
事業計画書	<ul style="list-style-type: none"><li>● 必要事項を記入してください。</li></ul>
見積書	<ul style="list-style-type: none"><li>● 施工業者に依頼してください。任意の様式で構いません。</li><li>● 以下の点についてご注意ください。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 宛名が対象者本人であること。</li><li>・ 施工場所が対象者本人の住民票の住所であること。</li><li>・ 工事の種類、品名、数量、単価が区分されていること。「工事一式」のような記載は認められません。</li><li>・ 補助金の対象外の工事が含まれる場合、対象工事の部分を明確に分けること。</li></ul></li><li>● 介護保険の住宅改修や、補助金の対象外の工事を同時に行う場合は、下記のとおり見積書を分けていただく必要があります。</li></ul>
平面図	<ul style="list-style-type: none"><li>● 任意の様式で構いません。わかりやすく作成してください。</li><li>● 以下の点についてご注意ください。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 改良箇所を明確にすること。</li><li>・ 見積書、写真と同じ工事箇所番号を記載すること。</li><li>・ 手すりは長さや取付け位置を明確にすること。</li><li>・ 床材変更や段差解消は、改良箇所の寸法を記載すること。</li></ul></li></ul>
着工前の工事箇所写真	<ul style="list-style-type: none"><li>● 以下の点についてご注意ください。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 撮影年月日を必ず入れること。日付機能のないカメラの場合はボード等に記載して、改良箇所と一緒に撮影してください。</li><li>・ 写真上に完成予定図（取付け位置など）を入れること。</li><li>・ 見積書、平面図と同じ工事箇所番号を記載すること。</li><li>・ 段差解消や浴槽取替えの場合、メジャーを当てて高さや深さがわかるように撮影すること。</li></ul></li></ul>

※ 介護保険の住宅改修や、補助金の対象外の工事を同時に行う場合は、次のように見積書を分けて作成し、提出してください。平面図と写真は介護保険の住宅改修の申請と同じものを使用できますが、工事箇所を色分けするなどしてわかりやすくしてください。

① 工事全体見積書 (②～④の合算)	② 介護保険住宅改修 見積書	③ 高齢者にやさしい 住宅改良促進事業 見積書	④ 対象外工事 見積書
--------------------------	----------------------	----------------------------------	-------------------

## 完了報告時

書類	留意点など
実績報告書	● 必要事項を記入してください。
事業報告書	● 必要事項を記入してください。
工事内訳書	● 注意点は交付申請時の見積書と同様です。交付申請時と内容に変更がないか確認してください。 ● 交付申請時に見積書を分けた場合は、工事内訳書も同様に分けてください。
領収書	● 施工業者へ支払った工事費用の領収書原本を提出してください。原本は確認後に返却します。 ● 以下の点についてご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 宛名が対象者本人であること。</li><li>・ 税抜き5万円以上の場合、収入印紙が貼ってあること。</li><li>・ 但し書きで「高齢者にやさしい住宅改良促進事業」の工事だとわかること。</li></ul> ● 介護保険の住宅改修や、補助金の対象外の工事を同時に行った場合は、工事全体の内訳書で金額の確認ができれば領収書を分ける必要はありません。
平面図	● 注意点は交付申請時と同様です。交付申請時に提出したものと同一平面図で構いません。
改良後の工事箇所写真	● 以下の点についてご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 撮影年月日を必ず入れること。日付機能のないカメラの場合はボード等に記載して、改良箇所と一緒に撮影してください。</li><li>・ 改良前と比較ができるように、同じ場所から同じ角度で撮影すること。</li><li>・ 改良した部分の全体が写っていること。</li><li>・ 見積書、平面図と同じ工事箇所番号を記載すること。</li><li>・ 段差解消や浴槽取替えの場合、メジャーを当てて高さや深さがわかるように撮影すること。</li></ul>
請求書	● 市から補助金を受け取るための請求書です。 ● 口座情報に間違いがないか必ず確認してください。支店や口座番号に誤りがあると、お振込みまでお時間がかかります。 ● 補助金をご家族の口座に振り込んでほしい場合は、委任欄を記入してください。

## お問合せ先

塩尻市役所介護保険課 ☎0263-52-0280（代表）

介護相談係：内線2133（高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金に関すること）

介護保険係：内線2135（介護保険の住宅改修に関すること）